

別 紙

改定内容

(1) 修繕工事(漏水等修繕工事)の申込方法変更 (給水装置工事の手続き 3.1)

理由：修繕工事(漏水等修繕工事)の手続き簡素化のため。

改訂前 修繕前に給水装置工事申込書の提出、または口頭。

↓

改訂後 修繕後に漏水等修繕報告書の提出、または電子申請

(2) 工事種別の変更 (総則 1.4)

理由：修繕工事(漏水等修繕工事)の申込方法変更のため。

①改訂前 改造工事：給水装置の原形を変える工事。

↓

改訂後 改造工事：給水装置の原形を変える工事のうち漏水等修繕工事を除く工事。

②改訂前 修繕工事：原型を変えないで給水管、給水栓等を修繕する工事。

↓

改訂後 漏水等修繕工事：機能の復旧を目的として給水管、給水栓等の一部を修繕する工事。

(3) 漏水等修繕報告書の新設 (給水装置工事の手続き 3.8)

理由：修繕工事(漏水等修繕工事)の申込方法変更に伴い新設。

- ・規程様式第3号の3 漏水等修繕報告書
- ・様式-⑧ 漏水等修繕報告書（添付写真）

(4) その他修正、追記事項

①給水装置の構造及び材質の基準 4.3

- ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管の継手は伸縮可とう離脱防止継手を使用する。

理由：TS継手は耐震性が無いため。

②給水装置の設計 5

- ・図、表の変更

理由：引用元である水道施設設計指針改訂のため。

③給水装置工事の施行 6.1.4

- 既設の給水管に接続する際は、伸縮可とう離脱防止継手で接続する。

理由：T S 継手を使用すると接着不足による漏水が懸念されるため。

④貯水槽水道 7.6.4

- 通気笠の離隔記載

理由：記載されていなかったため。

⑤3階直結給水 8.3

- 対象外建物の追加及び内容変更。

理由：引用元である水道施設設計指針改訂のため。

- 「量水器の流入側に上下水道局の指定した逆流防止装置を設置する」を削除。

理由：止水装置、複式量水器ボックスに逆流防止機能を有することを指定しているため不要。

⑥給水装置工事申込フロー図 10.4

- 修正

理由：修繕工事の申込方法変更に伴うもの。

⑦文言訂正

- 水道局→上下水道局 等